（流行初期医療確保拠出金等に係る納付の猶予の申請）

第十九条の十　法第三十六条の二十一第一項の規定により流行初期医療確保拠出金等（法第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等をいう。以下同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者等は、基盤機構に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（診療報酬の請求及び支払）

第二十二条　（略）

2　前項の場合において、都道府県は、当該感染症指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構事務所に設けられた審査委員会、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて、決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

（社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十九条　社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令（令和六年厚生労働省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令	社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令
（経理原則）	（経理原則）
第一条　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。	**第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。
（予算の添付書類）	（予算の添付書類）
第六条　基盤機構は、法第三十六条の二十九前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第六条**　支払基金は、法第三十六条の二十九前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　基盤機構は、法第三十六条の二十九後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。	2　支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。
（予備費）	（予備費）
第七条　基盤機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。	**第七条**　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。
2　基盤機構は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。	2　支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。
3　基盤機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。	3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。